

1995年3月20日(月)

長崎高教組新聞

(昭和35年8月12日)  
第三種郵便物認可  
毎月5日、15日、25日発行(1)



号外320号

職場討議資料

学習討論集会

1994. 8. 12 (雲仙 有明ホテル)

## [講演] 高校教育改革の現段階

\*講師 佐々木 享 (名古屋大学教授)

## 《1》 高校職業科の現状

それではこのプリント（資料）に沿ってお話をさせていただこうと思います。最初に改革の現段階ということを考えてみますにつけても、高等学校教育が全体としてどういう状況になっているかということ若干の面から確認しておきたいと思います。資料1頁の表は昨年度の学校基本調査から抜き書きいたしました現在の高校生がそれぞれどの学科に所属しているかということを一覧表にしたものでございます。

普通科に約76%、専門学科が全体として約24%、これはここ2、3年変わっておりません。1973年に高校進学率が90%を全ての県で越えたわけですが、それ以後職業科の生徒が少しずつ減り始めました。最初は私立高等学校で職業科を普通科へ転換させるという形で始まりましたが、公立の高等学校でもそれが引き続いて始まりまして、年々職業学科の生徒の比率が低下をしてきたという経過がございます。どこまで減るんだろうかというふうに思っていたわけですが、普通科が75%、専門学科が25%というところまできてやや勢いが止まった感じがいたします。ただし専門学科全体としては減っているわけですが、工業・農業・商業・水産・家庭という職業学科を除いたその他の学科というのがございますが、その他の学科は少し増え気味でございまして、前は統計的にはネグレジブルだったわけですが、最近では2%に近づいているというのが現在の学科の構成の状況でございます。

その高校生がどういうところに進んでいるのかというのが2頁の表でございます。この2頁の表を見ていただきますと一番上の欄が高校生全体の表でございまして、大学等進学者——大学等と言いますのは4年制大学と2年制の短期大学、3年制もあります、それから専攻科なんかを作っていますが、これが全体として34.5%、それから専修学校専門課程、いわゆる専門学校ですが、ここに進んでいる者が16.6%、専修学校の一般課程に進んでいる者が13.9%とい

うことで、合わせて約30%になります。就職者が29.7%。ですから非常に大まかに言いますと、大学進学者と専門学校進学者と就職者に三分されている。別の言い方をいたしますと、専門学校への進学者が非常に増えているというのが最近の特徴です。

これは普通科と職業学科とでは大変違っていて、普通科では大学等進学者が42%、専門学校進学者が34%、就職者は18%と比率が小さいですね。ところが職業学科についてみますと、職業学科の合計が書いてございますが、大学等進学者が10%弱、それから専門学校進学者が約19%、就職者が67%という比率になっています。先ほど申しましたように最近の特徴は専門学校進学者が増えているということでございますが、職業学科においても専門学校進学者が多いというのが最近の特徴です。職業学科のことについてももう少し申しますと、職業学科の就職者は、67%が就職しているということでございますが、この就職は大体ラインの労働者というんでしょうか、第一線の労働者というところに就職していくわけですが、職業分類で言いますと、専門的技術的職業という分類があるんですが、その分野に就職している者が衛生看護科の場合は非常に高くですね、80%位——もともと准看護婦という資格を持っているから当然なんです——になります。次ぎますのが工業の卒業者で、昨年、一昨年と10%を越えています。専門的技術的職業従事者の比率が工業については増えているですね。就職する高校生全体では2%位しかありませんから、工業というのがやや見直されてきているというのがここ1、2年の状況であります。

これが高校生全体の状況だと言うことをふまえて、1984年から始まりまして87年まで続いた臨時教育審議会…臨教審と言っておりますが、臨教審が教育改革を強引に押し進めようとして以後ですね、どういう変わり方をしたのかということをお話をしておきたいと思っております。

## 《2》3年生専修学校高等課程の準高校化—卒業生への大学入学資格付与

2頁の下の方の欄にあります。臨教審答申が出てすぐにとりかかったのが3年制の専修学校高等課程の卒業生に対して大学入学資格を与えるという措置でございました。これは答申が出るるとほとんどすぐに実施されました。3年制の専修学校というのは大体都会地に多いんですが、専修学校ですから基準が非常に低く、学校法人である必要もないし、校地・校舎も狭いし、運動場なんかもなくてもいいという学校なんです。そういう学校でも3年制であれば高等学校と同様にみなして大学入学資格を与えるということですね。このためにどういうことが起こったかと言いますと、専修学校というのはほとんど全部が私立学校ですが、この3年制の専修学校が、うちにくれば高等学校と同じ資格が取れますよという宣伝をするようになりました。最近増えております。そのために、そういう3年制の専修学校が多い県、東京都、愛知県、大阪府というようなところでございますが、高校進学率が上がらないわけですね。専修学校に吸収されてしまうという状況が生まれています。

もともとその卒業生に大学入学資格を与えるというのは旧学制の下で工業学校、商業学校、農業学校の卒業生に与えていた資格と同じ方式なんです。旧学制時代はそういう学校のことを甲種の実業学校というふうに言いましたが、ですから3年制専修学校に昔で言えば甲種実業学校と同じような位置を与えることになったわけですね。これは高校教育に対する直接の改革ではありませんが、後期中等教育段階を分岐させてしまうということになったわけでございます。特に都会地では——長崎には3年制専修学校があるかどうか分かりませんが——都会地では職業高校、或いは普通科のいわゆる底辺校と専修学校とが競合状態になるという状況が生まれております。

## 《3》定時制・通信制課程の修業年限短縮

それから3頁に進みまして、定時制・通信制課程の修業年限を短縮するという措置がとられました。これはご存知のように戦後一貫して定時制・通信制課程については修業年限は4年以上と書いてあったわけでございますが、これを3年以上というふうに改訂したわけでございます。で、どういうことになったかということですが、93年度で言いますと3年制課程をおいている定時制高校が70校、通信制高校でも46校になっております。例えば夜間定時制を考えてみますと、夜間定時制は1日にまるまる一杯授業したとして4時間の6日間で24時間しかできませんから3年で80単位には到底足りないわけですね。従って3年で卒業するためには夜間定時制の場合ですと、その他に大検と言いますが、大学入学資格検定試験をとっていくつかの科目を履修する、修得するとか、或いは他の通信制高校に、科目履修と言いますが、入学をして若干の科目をとって80単位を越えるという条件を満たさなければいけないわけですね。

私がいくつかの定時制高校について調べてみましたところ、実際は3年制の課程を作りましたといいますが、いって見ますと4年制課程と3年制課程が併存していて、3年で卒業することもできますよ、というにすぎないわけですね。定時制課程の勉強というのはそれ自体が大変厳しいものですし、それに加えて大検の科目履修とか、通信制高校での科目履修ということをしなければいけないわけですから実際は3年制で卒業するというものは大変々々たるものだといいさせていただきます。むしろしっかりと学習させることの方が大事だというふうに、4年かけてしっかりと勉強させることの方が大事だというふうに考えている定時制の先生方の方が多いのに、無理をして3年でとれますよという課程を作ってるというのが実際のご様子でございます。

#### 《4》 単位制高校の創設

それから4番目に、単位制高等学校の創設ということを行いました。これはご存知のことではありますが、高等学校という学校は単位制と学年制とを併用しているわけですね。小学校、中学校、それから5年制の高等専門学校は学年制をとっております。大学は完全な単位制をとっていますね。これもご存知の通りです。高等学校は科目の履修、修得というのを各単位ごとに設定するわけですが、同時に学年制をとっておりまして、1学年、2学年、3学年というふうに進級させているわけですね。

実は、両方併用してるということになりますと、実際問題としては、後で申しますが、1年から2年に進級するときに例えば6単位以上落としたり原級措置だとかですね、2年から3年に進むときに必修単位を1科目落としたり原級措置だとかいうことを各学校で工夫していると思うんですが、そういう単位制と学年制を併用しているという高校教育の、これは一面では矛盾であるわけですが、この矛盾を取り払って、全て単位制でやると、学年制をとらないと。だから落っこした科目は次の年にまたとればいいんだという高校ですね。とりたい科目をとって行って、合計して必修科目を含めて80単位になったならば高校卒業の資格が取れるという、そういう高等学校というものをつくるということで、これも大変増えました。最初は定時制・通信課程にだけよかったんですが、昨年度から全日制にも置くことができるようになりまして、実際に全日制に展開しているのは今年度はまだ福島県の光洋高校というところだけのようですが、増えていく可能性があります。

ただ、この単位制高校では学びたいときに学べるということを表看板にしてるんですが、実際そのようにするためには条件がありまして、一つはそのことを可能にするための教室がふんだんになければいけないということ、もう一つは様々な単位を生徒の希望に応じて履修させることができるように教員が多数配置されていな

いとイケないことが一つ。ところが、その条件を満たしていると思われる単位制高校、或いは単位制の課程というのは実は大変少なくですね、この4頁のところに書いておきましたが、上から6行目のところにありますが、東京都立の新宿山吹高校というのがいまいったような条件を満たしていますね。新たに施設を作りまして余分に教員を配当して十分に科目を展開して、ということなんですが、逆に言うと新宿山吹高校のような単位制高校はほかにはありませんので、新宿山吹高校を代表させるというのは正しくない。単位制高校というのは基本的にはよほどの条件を整えない限りはその趣旨を生かすような構造にはなっていない。非常に多くのところが通信制高校と併置になってるのはそのところもある。いわばごまかすような役割を果たしているというふうに言っていんじゃないかと思います。

おまけに学年制がないということ而建て前にしているものですから、HRが教育課程上ないわけですよ。高校生生活を集団的に営むという条件に欠けているわけですよ。そういう困難な条件の中で頑張っている先生方が多いのはここに紹介しておりますが、日高教でいたしましたシンポジウムの記録などがありますが、そういうところで紹介されていますが、頑張っている先生方がおられるということは申し上げなければいけませんけれども、制度的に見るとこれによって高校教育が良くなるという状況にはなっていない。実際問題として、単位制高校で3年で卒業できるなどという生徒は非常に少ないという事実もつけ加えておかなければいけないと思います。

#### 《5》 顕著にすすむ学科の多様化

5番目に、学科の多様化ということについて申しますが、これは学科の種類が年々増えているということなんですが、その増え方が尋常ではありません。学科の多様化ということを盛んに言ったのは1960年代なんですが、1960年代に

学科の多様化ということが言われて、あまり学科の種類を増やしすぎて進路指導が困難になったと言われたのが1973年頃なんです、そのころがピークで、そのピークの時代は学科の種類は250種類前後でございました。ところが、この表にございますように最近数年間をとってみますと、臨教審答申が出て以後の数年間をとってみますと、わずか5～6年の間に学科数じゃなく種類ですね。200種類も増える。91年現在で493種類ですからおそらく現在は500種類を越える学科があるという状況であります。

どういう科で増えるかというのはここでご覧のように、農業科についてみてみますと、農業科で残りたいというなら学科を改編しなさいという攻撃が加えられている結果なのであります。農業科の種類が非常に増えている。工業科についても新しい学科を増やしなさい、人気のない、例えば工業化学科をつぶすとか紡織紡績科をつぶすとか、ということをや中で新しい学科が作られていくということでございます。旧学制の時代には商業高校というのはただ1科だったわけですが、商業高校についても67種類の学科が作られているということです。

学科の種類が全くないのは准看護婦資格をとらせる衛生看護科と普通科だけということになります。ただし、その普通科についても最近多様化の動きがありまして、3頁を見ていただきますと、高校生の全体として76%が勉強している普通科はただ1科ということになってるんですが、実際はどこの県をとってみましても非常に学区が大きいものですから普通科の高校の数だけいろんな学科があるというに等しいわけですね。愛知県なんかは全国一ひどい県の一つですが、あの広い愛知県全体を2学区にしか分けておりませんから、そうすると一流校から100流校くらいまでズラッとなってるわけですね。おまけに愛知県の場合は入学試験を受ける機会を2回与えるということで、複数受験ということをやっていますのでますます細かく分類されてしまいまして、下の方に位置づけられた高校に大量に困難校が生まれるという状況があります。

ですから、1種類しかないといわれている普通科というのは非常に多様な形で存在しているということなんです、それだけではなくて、一番最初にやったのは多分京都ではなかったかと思うんですが、京都では部類というのを取り入れて、同じ普通科なんだけれども、京都は1類、2類、3類というふうに作っておりますが、入り口が別になっています。ですから入り口が別だということになると、1類受験、2類受験、3類受験と別々の枠組みで受験しますので、学科選択と同じことを中学生は選択しなければいけないわけですね。それと同じようなことを東京都や埼玉県ではコース制というものをつくりました。ここには東京都の今年度のコース制の例をとりあげたわけでございますが、普通科ではなくて、例えば九段高校をとってみますと語学・人文コースというのと、自然科学コースと2つに分けてる。普通科というのではないわけです。南高校も国際体育コース、保健体育コース、生活・学科コースというふうになっていますが、これはそれぞれ3つの学科があると同じことで、中学生はそのどれかを選んで受けなければいけないという形になっているわけですね。この東京都のコース制の作り方は二通りありまして、一つは、一番先に書きました九段高校の例ですが、ご存知の方があるかもしれませんが、この学校は旧学制、昔の東京市立一中ですから名門校の一つですね。この名門校の普通科を全部コースにしてしまったというタイプです。こういうタイプの、普通科全部をコース制に変えてしまったという方法と、それから狛江高校とか清瀬東とか小平という右側の下の方の高等学校、五日市高校もそうですが、これは普通科の内一部のクラスをコースに変えたわけです。これは大体底辺校とか困難校とか言われている学校です。

底辺校なんかがコース制に変えるメリットはどこにあるのかというと、一つは職業学科、或いは専門学科みたいに見えるということが一つと、入学定員の半分を推薦制でとっております。そのためにいくらか成績がいい子をとれるんだ

そうであります。それが魅力でどこかコース制をやるとこありませんかというふうに都教委が呼びかけると、現場の方が私のところでやりますという格好で手を挙げる学校があって、そこにコース制が生まれるという仕組みになっているわけです。実はそういうコース制をとってるのは埼玉県もそうなのでありまして、埼玉県はどこの学校においでるかということも5頁の下のところにコースの名前だけあげました。埼玉県の特色は情報コースが大変多いことなんです。情報学科ではありません。情報コース8校とか外国語、国際文化、体育というふうにしてですね。

実はその他の学科と先ほど言いましたが、学科としても情報科というのがありますし、外国語科というのがありますし、国際文化科というのもあるんですが、そういう専門学科との違いは、このコースをとる場合はですね、専門科目が30単位を越えると学科になってしまいますから、専門科目は20単位前後でとめるということになっているようです。

こういうコースというものが生まれてきたものですから、従来高校の現場の先生方は普通科の中にコース制を作るという言い方をよくしてきたんですが、ああいうものをコースとは言わない。コースとは東京都や埼玉県の例のようなものがコースであって、従来、コース制をとる、例えば進学コースと就職コースという俗な言い方をしてきたんですが、あれは俗な言い方であって、類型というふうに呼ぶべきだということがかなりはっきりしてきたという特徴があります。東京・埼玉以外にどのくらい広まっているかということなんですが、あんまりまだ広まっていません。なぜかと言いますと、これは高校設置基準にはないものですから、コースを作ったからといって教員を加配する合理的な根拠がないわけですね。東京とか埼玉とかというのは富裕県に属するものですから、コース制をとる場合には1、2の教員を加配をしているわけですね。それが魅力で実はとりいれる学校があるということなんですが、コースをつくるについて加配を正当化するために習熟度別学級編成をやると

かいうふうな条件を付けてる場合が多いようです。実際には習熟度別学級編成とかやらないでコース制をやっている、研究発表の時に困っちゃったという学校が随分あるようでもあります。しかし、条件もなしにコース制をやるということになる随分ひどいことになるのじゃないかというふうに思うんですが、ともかくそういうものが増えているし、増える気配にあるということをご紹介しておく必要があるかと思えます。これは専門学科と同じように扱われて、学区なしということが多いようでもあります。

#### 《6》総合学科の制度化

6頁にいきまして、総合学科という制度ができた。これは昨日の北野先生の話の中で多分ふられたと思うのでありますが、普通科でもない専門学科でもないという学科ですね。専門学科でもないというのは、選択科目を非常にたくさん用意するんだけれども、専門に関する単位を30単位以上とらないといけないというような枠組みはないということです。

ただし、これは注意しないといけないのは学科の種類としてはそれだけだということで、いま言いました東京都のコース制や埼玉県のコース制とどこが違うんだという問題が出てきてしまいますが、条件がいくつかありまして、実際に総合学科を作るためには必ず単位制にしなさいという条件が付いています。ですから総合学科というのは実は単位制だということを忘れてはいけないことなんです。その他に総合学科の場合は「産業社会と人間」という必修科目、それから課題研究という必修科目、情報処理に関する基礎科目を必修にするという条件が付いています。それらの科目については、情報基礎科目は別ですが、ティームティーチングという複数の教師による分担をしなさいということとか、それから後で述べますが、新しい学力観にもとづいた評価方法を積極的に取り入れなさいとかいう条件が指導されている。運用されている。

実際にどこにどれだけできたかということ今年度の場合を紹介しておきましたが(※6頁下欄)、普通科の職業学科の全部を総合学科に転換させてしまう方式ですね。岩手県の岩谷堂高校、栃木県の氏家高校、和歌山県の和歌山高校がそうです。これは普通科、職業科を全部つぶして総合学科にしてしまうというやり方ですね。それから普通科と商業科の併設校で職業科の全部と普通科の一部を総合学科にする。これは三重県の本本高校がそうなのですが、本本高校というのは三重県の南部の地方の、一面では中心校である、他県では三重県全体からすると周辺校でもあるということで、普通科と商業科と家政科を併置していたわけですが、家政科を実はいち早くつぶしちゃったんですが、まだ学年進行で残っていたその家政科と商業科を全部つぶして、それから普通科7クラスのうちの3クラスをつぶして総合学科と普通科とを併置するという形にしました。従いまして残った普通科は進学校みたいな普通科が残っていると、こういうことになります。それから職業学科だけの学校でその全部を総合学科にしてしまったというのが筑波大学付属高校です。筑波大学付属というのはいろいろあるんですが、坂戸高校というのは特殊な歴史がありまして、地域の学校を筑波大学付属にしたという経過がありまして、農業科、機械科、家政科だけの学校だったんですね。学科転換をやったばかりだったんですが、それをさらに全部を総合学科にしてしまったという例でございます。これは地域の最底辺校だった学校です。それから、これはひどいなと思うんですが、職業学科の併設校で一部の職業学科だけを総合学科に移行したという例があります。これは島根県の益田農林高校というところですが、これも学科転換をやってばかりの高校で、学科転換ができなくて残っていた家政科を総合学科に塗り変えたわけですね。それから7頁に進みまして、沖縄水産高校ですが、これも学科転換をやったばかりなんですね。学科転換をやったばかりの高校をまた総合学科に転換させるために、かなり複雑な転換をしております。

ももとの通信科が情報通信科に変えられて、それはそのまま残すけれども、機関科とか漁業科を変えた海洋科とか、水産製造科を改編して総合学科にするというような複雑な転換をしております。

いずれにしてもですね、この作り方、つくられ方を見てみますと普通科だけを総合学科に転換したという例は一つもなく、職業学科だけ、または職業科と普通科とを合わせて転換するというやり方をとられてますから、結果としては職業学科つぶしに使われているということになります。それはどういうことかということなんですが、臨時教育審議会の第2次答申でございましたが、その中にこれからの職業学科は専門性に徹するところは専門教育を深くやる。そうでない職業学科はですね、そういう言葉を使ってあったわけではないんですが私流に読み直しますと、限りなく普通科に近づけるということをやっています。つまり、職業学校を二極分解させるというふうについて言っていたわけですが、その二極分解の一方の極なんですね。

職業学科というのはもともと人手もかけなければいけないし、金もかかるという学科ですが、高校教育に対する公費支出の削減という臨教審路線がここで具体化されているということになります。それを代表するのが総合学科ということになります。ただ、総合学科というのは普通科では従来普通教育科目しかやっていないところに専門教育科目が入ってくるわけですから、そういう意味では高校教育を改革していく可能性のある学科だという見方も成り立ちます。しかし実際はそういうふうになっていないところが現在の問題です。愛知県とか千葉県とか、東京都もそうですが、学区域が非常に広くて困難校が大量に生まれているような地域ではむしろ総合学科をたくさんつくるとことの方が大事ではないかという意見もあるんですが、そういうふう機能するならば可能性はあるわけですが、なかなかそうはなっていないというのが現実でございます。

## 《7》教育課程編成の硬直化と弾力化

それから今年度から新学習指導要領にもとづく教育課程が始まったわけでございますが、その状況がどうなってるかという、これは文部省の調査でございますが、ここに書いておりますのは両方とも専門学科の表なんです。専門学科のことについてちょっと申しますと、まず7頁の表ですが、週あたり授業時間数、分かりやすく言えば週単位数ということでございます。

専門学科なのに特徴的なことは週あたり35単位以上展開しているという学校が年々減ってきていて、今年は5.3%になってしまいました。ちょっと書いていただきましょうか。普通科を言います。普通科の1994年のパーセントを言います。31単位以下というのが、10.3%、これは専門学科より多い。ある面で当然かと思うんですが、それから32単位というのが20.1%、33単位というのが26.0%、34単位というのが34.8%、35単位以上というのが8.8%ですね。35単位以上というのが専門学校よりむしろ多いということがめだちます。これは週あたり授業時間数で、HRと必修クラブが入っていますので、ここから2を引くと教科時間数ということになります。

それから、これも長崎県でもそうだったはずでございますが、今度の学習指導要領にもとづく教育課程では学校が展開する履修単位と卒業要件としての必修得単位数とを区別しなさいということが大変強調いたしました。必修得単位数がどういふふうになったかというのが8頁の表でございます。必修得単位数も非常に減ってきている。例えば96単位以上要求していた学校が大変多かったです。この表は専門学科の表ですが、94年度の例でいうと96単位以上を依然として要求してるというのは22%まで減ってしまった。これは多分必修イコール必修得の学校ではないかと思うんですが、必修と必修得と区別するようになったということですね。この表についてもちょっと普通科の数字を申し上げます。1994年度の普通科の場合でいいますと、80単位というのが15.7%、81～85というのが

17.1%、86～90というのが26.1%、91～95というのが19.6%、96以上というのが21.5%という数字になっております。

これはですね、実は私が日高教の方々にもご援助をいただいていくつかの高等学校の教育課程調査をやってみたんですが、そこでも感じたことは、職業学科の先生方でも相対として単位数を減らす方向に働いている。今度の学習指導要領では職業学科は困難な問題がいろいろありまして、工業を例にとりますと、工業が一番典型的なんです。工業数理、工業基礎という準必修科目があって、その他に今度は情報技術基礎というのも必修にせよという指導があったわけですね。そこに課題研究が加わり、更に家庭科が加わるということで当該の専門科目が非常に減ってるわけですから専門科目の組み方が難しいんじゃないか。単位数を減らすことに抵抗があるんじゃないかという予測を私はしてみたんですが、いってみますと、単位数を減らすことに割合先生方に抵抗がなくて、単位数を減らす方向に全体の意向が傾いているという状況がありました。そのこととも一致しているように思います。

なお、ここで一、二、付け加えますと、一つは工業関係のことですが、工業基礎というのは従来からあった科目なんです。検定教科書がなかったので割合自由にできた科目だったのですが、いざ教育課程表を作って県教委へ届け出て、教科書展示会にいったら検定教科書があるという実態に気づいたという実感がありました。一種類しかないんですね。一社一種類しかないもんですから、その検定教科書を採択せざるを得ないという状況に工業科の場合追い込まれました。これは資本の側の、つまり需要の多い科目ですから商売として成り立つ教科だという資本の側の要求と、工業基礎を画的に工業科に実施させようという文部省の意向とが一致した結果として生まれた現象だと思います。教科書を使わなくてもすむような手だてはないのかという問い合わせが随分ありました。日高教でも問題になりましたが、現在の状況では検



定教科書がある場合、その教科書を使わない自由というのがない。非常に悪い例がありまして、伝習館高校事件というのがあって、最高裁まで争っちゃったもんだから学校教育法にそう書いてある以上は使わなくちゃいけないという判例ができちゃったんですね。ですから工業基礎のその教科書を採択しないためには、工業基礎という科目の名前を変える以外にないんです。僕は工業基礎演習というふうにしたらどうですか、というふうに言ってるんですが、それは工業基礎ではないというふうに言い張ればやらなくてもすむわけですから。高等学校というのは微調整といって毎年教育課程表をいくらか手直しますから、その手直しの時にそういうことをやってみたらどうだろうかというふうには思ってるんです。都高教の場合はかなり頑強に教育庁と交渉いたしまして、少なくとも今年は採択しなくても良いということ勝ち取ったようです。かなりの学校が工業基礎をだから来年買わせないというふうに言ってます。頑張るといってろんな手があるようなんですが、ただしどうも東京都の場合も今年度だけだということ言っているようなんです。

それからもう一つ、家庭一般、家庭生活、生活一般、生活技術のうちの一科目。これが必修になったわけですが、これも標準単位4単位ということでこれが新しい教育課程の一つの特徴なんですが、他面で言うと専門学科の場合は普通教育科目が増えたために専門学科が窮屈になるという条件が一つになってるわけですが、職業学科ではよくこれを単位数を減らす努力をしたようですが、大体において都道府県教委からそれはダメだということで4単位でやられたんですが、東京都の工業高校では約半数の学校が、工業高校だけですよ、約半数の学校が3単位でやることを都教委に認めさせたようです。これは工業の学科では実生活に結びついたことを実習を含めてやっているのだから一部を減らすことが可能だという理屈でやったようですが、他県にはあんまりないのではないかとこのように思います。

それから8頁の下の方の欄で今度の学習指導要領の特色の一つは学習指導要領に載っていない科目を割合容易に作るができるようになったことです。特に普通教育科目については従来新しい科目を作ることはほとんど不可能、ほとんどじゃなくて不可能だったんですが、普通教育科目についても新しい科目を作ることができるようになりました。職業学科ではもともと学科の種類が多いくらいですから、学習指導要領にない科目というのはいくらでもあったわけですから、職業学科についてことさらに言う必要はないというふうには思うんですが、これは文部省の調査の結果なんですが、普通教育科目についても学習指導要領にない科目を作っている学科が、科目の種類が507で総数では2800の学科がそういう学科を作っているということなんですが、どういうものかということ、例えばいわゆる底辺校とか周辺校とか困難校とかといわれている学校なんかですと、学力回復のためにいろんな工夫を従来してきたわけですが、そういう学校では例えば私が調査に行ったところでは国語基礎とか、数学基礎とか、英語基礎とかいう科目を作ってるんですね。これは学習指導要領にない科目ですから、従って教科書は使わなくてもいいということになります。それから国語演習とか数学演習とか理科演習とかという、従来ですと自主講座といっていた科目ですが、そういう科目を作って教育課程の運用に工夫をこらしているという学校がかなりの程度ありました。但し、これも学校によって随分差がありまして、そういうことができるようになったことを知らない先生、教務が知らないはずはないんですが、知らない先生が多いようなところではあまりやっていない。都道府県教委の対応もいろいろでして、大阪府教委だとか、京都の市教委だとかは、わざわざ学習指導要領にない科目を例示をして、こういう科目で作ることができますよ、ということをやっていました。そういうところでは当然に学習指導要領にない科目を作っている学校が多いですけども、そういうことをやらない県では必ずしも増えていないと

いう状況がございました。

### 《8》新学力観の強要

9頁にいきまして、新しい学力観ということについてですが、これはですね、北野先生のお話の中にもあったのだと思いますが、しっかり話をしないといけない問題だと思います。

簡単に言いますと、小中高全体について言われていることですが、基礎・基本とか知識・理解とかということを画一的に子どもたちに要求する必要はない、基礎・基本とか知識・理解の程度というのは生徒によっていろいろなんだということ公認をする。そのことを正当化するために意欲だとか関心だとか態度だとかという面を積極的に評価をなささいというのが新しい学力観なんですね。ところが、この新しい学力観で大事なのは、高校教育全体に貫徹するかという絶対にはそうはならない構造なんですね。絶対そうはならないというのは、大学入学試験を一つとってみますと、大学入学試験は「意欲・関心・態度」で入学させるなんてことはほとんどありません。例えば意欲のある生徒をとりたいたいって推薦入学をする学校はありますが、しかしそういう大学でも、大学に入ったときに要求されるのは最低限の基礎的な学力は要求されるわけですね。

そうするとどうなるかということ、新しい学力観ということで、基礎基本を必ずしも全ての生徒に要求する必要はありませんというのは、いわゆる一流大学受験校にはそんなことは全然問題にならないけれども、そうでない学校で、いま学習を組織することに非常に苦勞している高等学校なんかは、画一的な知識理解を要求しなくてもいいですよということを言っているというのが高校教育にとっての新しい学力観の特徴だというふうに言っているのではないかと思います。

これについては、実は私がここに来る直前にできた本なのでプリントにも書いてありませんし、たくさん持ってくることもできなかったん

ですが、国土社から「新学力観をのりこえる」という本が出ました。これは教育関係の本には珍しく高等学校に非常に重点を置いて、高等学校における新学力観の問題に重点を置いて書かれているものですから、お勧めをいたします。教育科学研究会編です。この書物をお勧めいたします。

### 《9》教科・科目の履修方法の多様化

それから9番目ですが、教科科目の履修方法の多様化ということです。これについては最近の新しい、このプリントを作った後のという意味なんです、新しい動きがあるものですからそのことを含めて紹介いたしますと、高等学校、高等学校に限らず学校というところは、もともと学校で先生が授業をして、子どもたちが学習し、修得する、こういう構造になっているのですが、学校で学習もしないのに単位として認定する方法としては実は高校には少しはありました。一つは通信制高校です。これは添削指導と若干のスクーリングですが、それから農業高校の農業科と、家庭科にホームプロジェクトというのがありまして、学校でやる授業は例えば4単位分の授業をやるだけけれども、その他に家庭にかえて学習する部分をホームプロジェクトと称しまして時間表にのってるのは4時間なんだけれども、そのホームプロジェクトを評価して単位認定の時は5単位として認定するというやり方をとっておりました。農業科では最近、農家の出身の生徒が激減しましたからホームプロジェクトやっていると非常に少ないと思います。そうすると、ホームプロジェクトが残っているのは家庭科だけということになります。

それから定時制についてだけですが、昼間働いている仕事を定時制の単位として認定する、これは随分乱暴な措置なんです、前々回の学習指導要領から登場いたしました、実務代替というふうに言っております。これは実際に単位

として認定する根拠が薄弱だということで公立の高校ではやってるところは少ないようですが、私立の定時制高校ではやっているところはかなりあります。そういう、少しずつ多様化してきた履修方法に今度の高校教育改革推進会議で提唱している履修方法というのは、全定の区別なく、高校間連携、例えばある普通高校が隣の職業高校、商業高校に行ってコンピューターを習った場合にそれを自分の学校の情報処理の科目として認定するというやり方ですね。これは高等学校でやる授業を高等学校の単位として認定するというもんだからそれほど大きな矛盾はないんですが、専修学校に行って勉強した場合も高等学校の単位としてその一部を認定して良いということだとか、授業でやったわけではないのに、技能検定、技能検定はたくさんいろんな種類があるんですが、例えば有名なのは商業高校長協会がやっている、全商とってますが、商業高校長協会がやっている簿記の検定だとか情報処理の検定、それから工業高校長協会がやっている検定だとか、ご存知の普通科でも受ける生徒がかなりいますが、英語検定というのがありすね。習字の検定だとか、非常に様々な検定と称するものがあるわけですが、その検定試験に合格した生徒については単位を増やしてあげてもいい。つまり、授業でやったからということではなくて、勉強しているには違いないからということで単位を増やしても良いということなんです。これについては各県教委で戸惑いがあるが、文部省としてはこれを積極的に進めるために、全国高校長協会の委託研究をしまして、この単位認定のためのガイドラインを作らせたわけですね。その報告書が今年の3月に出たわけですが、そのガイドラインを、文部省はほとんどそのまま今年の7月に入りまして県教委に流しました。このガイドラインに従って単位増を可能にするような規則を作りなさいと言うわけです。いままでのところはあまり乗り気の県教委はなかったんですが、このガイドラインが7月に出了たので、始める県教委があるということをお知

らせをしておきます。

## 《10》 注目される専攻科

10番目に専攻科について述べます。これも最近の動きがあるのですが、高等学校というのは、先生方がいま所属して授業やってる高等学校は高等学校の本科と言うわけですが、本科の上に高卒を入学資格とする1～2年課程を、専門教育を置く課程を作っても良いわけですね。これを専攻科と言ってるわけですが、実際は専攻科をおいてる高等学校というのは全国で、高等学校は5千数百校あるんですが、その内のわずか119校くらいしかありません。半分は衛生看護科です。従って専攻科にいる生徒で一番多いのは衛生看護科の生徒なんですが、2番目に多いのが水産科で、水産科は海員の資格、船乗りの資格を取らないといけない、例えば漁業科なんてのはそうなんですが、これは乗船実習があるために3年課程では無理なんですね。本科だけでは無理なんで、その上に専攻科を積み上げているわけですが、この水産科と衛生看護科を除くとほとんどなきに等しい状態だったこの専攻科に改めて注目しようということをお願いしております。

その報告書が出ましたのが6月です。これはいきさつがありまして、臨教審答申の時には、職業高校については4年制、いま全日制は3年制ですが、普通教育と職業教育と両方やるんだから職業高校については4年制にするということを考えてらどうかということが打ち出されていたのですが、これは中央教育審議会、14期ですが、中央教育審議会で議論をした結果、やっぱり学校体系を壊すからということで見送りになりました。そこで、先ほど言いましたように臨教審は、一方で職業教育では専門教育としての分野を深めるということは、先ほど言いましたように32単位、週32時間という中ではとても無理なわけですから専攻科を作って本科・専攻科を通してやるということならばいいではないかということになってきたわけですね。と

ころが専攻科については従来設置基準がありませんし、学習指導要領がありませんし、教員配当をどれだけするのかという基準も実際はなくて、各県がまちまちやっていたという経過があるんです。そこにガイドラインを作って、専攻科を充実拡大したらどうかという意見が出ているということです。

個人的には私は専攻科を作るということは可能ならば賛成です。といいますのは、今日の資料プリントの2頁のところで見ていただきましたように、専門学科の生徒でさえも専門学科を卒業した後に専修学校に進学している生徒が非常に多いんですね。専修学校は聞こえはいいですけどもこれはほとんど全部私学ですから大変なお金をかけてもう一度職業教育を学び直すというのか、或いは不十分だと思ったから更に学ぶということをやっている生徒が非常に多いわけですね。こういう状況を考えますと、専攻科を作って、公費教育によって専門教育を或いは職業教育を充実するとそういう工夫はあってもいいのではないかというふうに思っているわけがあります。

### 《11》 多様化する高校入学者選抜制度

最後でございますが、高校入学者選抜制度が非常に多様化しております。これは、基本をいいますと1963年、今からもう30年も前ですが、高校入学者選抜制度が根本的に変わりました。1963年以前は制度としては希望者全入制度でした。どういうことかという、高校入試というのは志願者が入学定員を超えた場合に限って選抜できると、こういうふうになっていたんですが、定員をこえるかこえないかに関係なく必ず入学試験をやらなくちゃいけないというふうに63年に変えられました。適格者主義といわれまして、高校教育を受けるに足る適格者を選ぶために試験をやるんだというふうにしたわけですね。

実際はほとんどすべての県でできるだけ定員いっぱいの子をとるという努力をつづけてこ

られたわけですが、この選抜制度に、もっと多様な選抜方法を導入しなさいということがちょうど臨教審の頃から動きが始まりまして、しかも新しい学習指導要領が出まして、新学力観が打ち出されますと、新学力観を高校入試制度、入学者選抜制度に反映させなさいという動きが出て参りまして、非常に多様な選抜制度が展開されているというのが実状です。

私はここにきて長崎県の公立高等学校入学者選抜制度の改善についてという中間答申というのを拝見をしたのですが、私が今いった経過がズバリそのものを書いてあるわけですね。つまり臨教審以後の政策動向が書いてあるわけですが、特に注目されるのは、9頁のところにある評価尺度の多元化というところですね。ここは特に注意していただく必要があると思うんですが、評価尺度の多元化というところに新しい学力観ということが書かれているわけですね。

新しい学力観というのはもともとは、学力指導の根幹の問題として提起されてるわけですが、それを現場に強引に押しつける手として公立高等学校の入学者選抜の際にこれにのって評価させようというわけです。「意欲・関心・態度」というようなものを学習の到達度を見る評定尺度と同じように重視させようという動きです。最もひどい動きとして茨城県のそれを点数化した例があったということが多分北野先生からあったと思うんですが、茨城県ほどではないにしても、この新しい学力観を調査書に反映させる動きというのは各県で広がっております。それは長崎県でも当然にそういう動きがでてるだろうというふうに思われますから注意しないといけないのではないかというふうに思っております。

### ○高校教育の転機—多様化の現段階—

現段階を総括してみると、どの改革も、いい面と悪い面というか、現場の工夫を呼び起こすような面と、強引に押しつけてくる面と持っているのですが、その中で学習の根幹にふれてく

るという意味ではやっぱりこの新しい学力観というものを軽視してはいけないのではないかと  
いうふうに思います。といいますのは、新しい  
学力観というのはいわゆる底辺校だとか職業高  
校などの場合は、現場の側にも、それでいいじゃ  
ないという気分がないわけじゃないですね。弱  
点はつかれてくる恐れがあるわけです。高校生  
として学ばせるべきことは何なのか、或いは確  
かに意欲的に学ぶということは大事なだけれ  
ども、意欲的に学ばせるとはどういうことなの  
かということを実際に問い直さないと、できな

くてもいいじゃないかというふうに流れてくる  
恐れがありますね。そういう問題を私どもはこ  
の新学習指導要領体制の中ではきちりと議論  
していかないといけないのではないかというよ  
うなことを感じるわけです。

ちょっと中途半端な感じがいたしますが、一  
応ここで終わります。多分いろいろご質問が  
あると思いますのでご質問をお受けしながら、  
或いはご意見を承りながら私も討論に参加した  
いと思います。どうもありがとうございました。

1994年8月  
長崎高教組学習会

# 資 料

佐々木 享  
(名古屋大学教授)

はじめに

臨時教育審議会の答申(1985-87年)以来の教育制度改革は甚だ多面的である。ここでは、そのうちの高校教育制度改革の現段階を整理してみる。

## 1. 高校職業学科の現状

高校生のうち職業学科に在籍する者の比率は、1970年代初等まではつねにほぼ40%であった(府県による差は大きい)。この比率は73年頃から一貫して低下し始め、1993年には2.4%となった。代わって増大しているのは普通科である。また、僅かであるけれども「その他の学科」も増加している(2%弱)。しかし今日もなお、職業学科には約191万名が在籍し、職業教育を行う公的施設としては最も重要な地歩を占めている。

生徒数の学科別内訳(1993年)

	計	男	女
計	5,003,314(100)	2,517,356	2,485,958
普	3,709,584(74)	1,812,618	1,896,968
農	138,278(3)	94,005	44,273
工	438,081(9)	408,101	29,980
商	500,887(10)	154,232	346,655
水	13,937(0.2)	11,904	2,033
家	103,921(2)	4,243	99,678
看	23,498(0.5)	188	23,310
その他	75,128(2)	32,067	43,061

学科の種類は、学校設置者が決める。

生徒は高校入学の際に、全・定の課程、学科の種類を選択する。専門学科(職業学科とその他の学科)に在籍する生徒は、1993年現在、全高校生の26%である。学科別にみた生徒数の多い順は、普、商、工、農、家、その他、看、水、となる。各専門学科の男女比は著しく不均衡である(拙稿「高校における男女共学の現状と家庭科」、『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第38巻、1992年3月、113~126頁)職業学科はが退潮傾向にあるのに対して、「その他の学科」は増勢にある。

## 高卒者の進路の概要

1993年度の高卒者は約176万名。その進路別内訳は、大学等進学者34.5%、専修学校進学者30.5%、就職者29.7%、無業者5.2%であった。専修学校進学者の比率が3割にも達したことが近年の重要な特徴である。この「専修学校（一般課程）」には公立職業訓練施設もふくまれる。

勿論この比率は、学科ごとに異なる。普通科では、大学等進学者42.2%、専修学校進学者34.2%、就職者18%、無業者5.6%となる。

他方、職業学科すなわち農、工、商、水産、家庭、看護の合計についてみると就職者が圧倒的に多く66.9%、ついで専修学校進学者が19.3%、大学等進学者9.7%、無業者4.0%となっている。

## 高校卒業者の進路（1993年度）

区分		大学等 進学者	専修学校 （専門課 程）進学 者	専門学校 （一般課 程）入学 者	就職者	無業者
計	1,755,338(100) (100)	606,304 (34.5)	290,517 (16.6)	244,065 (13.9)	521,698 (29.7)	91,756 (5.2)
普通	1,310,063(74.6) (100)	552,608 (42.2)	222,471 (17.0)	225,331 (17.2)	235,351 (18.0)	73,572 (5.6)
農業	46,350(2.6)	2,865	6,273	2,891	32,740	1,557
工業	146,053(8.3)	9,637	19,469	4,237	107,951	4,645
商業	179,744(10.2)	19,474	29,566	6,069	116,529	7,992
水産	4,628(0.3)	401	315	125	3,674	112
家庭	40,134(2.3)	6,364	7,544	1,825	21,819	2,578
看護	7,616(0.4)	2,578	3,306	213	1,368	148
職業学科 計	424,525(24.2) (100)	41,319 (9.7)	66,473 (15.7)	15,360 (3.6)	284,081 (66.9)	17,032 (4.0)
その他	20,750(1.2) (100)	12,377 (59.6)	1,573 (7.6)	3,374 (16.3)	2,266 (10.9)	1,152 (5.6)

死亡・不詳の者（計998）を記載していないので横の計は合わない。

## 2. 3年制専修学校高等課程の準高校化——卒業生への大学入学資格付与

高校教育に関連して臨教審が最初にうちだした施策の1つは、「修業年限3年以上の高等専修学校の卒業生などに」「大学入学資格を付与すること」であった。第1次答申（85年6月）のこの提言は、早速に85年10月から実施に移された。

この施策は、直接の高校教育制度改革ではないけれども、その卒業生への大学入学資格付与により、修業年限3年以上の専修学校高等課程に高等学校に準ずる地歩を与えたことは重要である。この方式は、旧学制下の専門学校入学者検定規程（専検）の無試験検定による専門学校入学資格付与方式と同じである。1943年の中等学校令以前において甲種実業学校や夜間中学・夜間高女が中等程度の学校と認められていたのは、これらの学校が専検

の指定を受けていたからである（拙稿「官立実業専門学校の入学試験制度の歴史——盛岡高等農林学校の例を中心に『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第30巻、1984年3月、223～303頁）。

また、3年制の高等課程が高校の定時制あるいは通信制と連携している場合には、後述の定時制・通信制課程の修業年限短縮とあいまって、専修学校高等課程卒業と同時に高卒の学歴を取得することができる（大村恵「技能連携制度の研究（その1）——愛知県の実態を中心に」『愛知教育大学研究報告』第41輯（教育学科編）、1992年2月、71～84頁）。

この改革以後、指定を受けた専修学校の経営者は、当の学校が高校と同等と認定されている旨を大いに宣伝に活用している。

民間活力の活用による後期中等教育段階の教育の多様化というこの改革と宣伝は効を奏したかに見える。高等課程の修業年限3年以上の学科数は84年以来91年まで着実に増加し、その生徒数はこの間に2・4倍になり、高等課程の生徒総数中に占める3年以上の課程に在籍する生徒の比率は38%から65%へとふえた。高校進学率とくに都会地のそれがある程度以上に上がらない理由の1つはここにある。

### 3. 定時制・通信制課程の修業年限短縮

「4年以上」とされていた定時制・通信制課程の修業年限は、臨教審第2次答申（86年4月）をうけて、88年11月の学校教育法一部改正により「3年以上」とされ、翌89年4月から実施された。

この改革にそって修業年限3年の課程を開設した学校は、学校基本調査によると、定時制では26校（90年度）から70校（93年度）へ、通信制では同じ年に25校から46校へと、僅かずつふえている。この統計には曖昧な点がある。筆者が調査した公立の夜間定時制課程の事例では、4年課程のなかに3年課程を併設したにすぎない。夜間定時制では、学校の授業のみで3年間に取得できる単位は最大限72であり、学習指導要領が定める最低80単位という卒業要件を満たすことができない。連携制下の生徒は別として、一般にはその不足分を通信制課程との併修、大検の科目合格などで補わなくてはならない。3年課程を開設したといっても、すべての生徒が3年間で卒業できると想定することには無理があり、同じ学校に4年課程が残されたのはそのためであろう。多くを調べたわけではないけれども、3年課程にした定時制・通信制は、全生徒が連携制下にある場合は別として、いずれも同様ではなからうか。

### 4. 単位制高校の創設

高校教育制度は、元来、学年制のほか単位制を併用してきた。これに対して、単位制を基本として学年の区分によらない教育課程を採用する単位制高校が、これも臨教審の第1次答申をうけて、1988年にまず定時制・通信制課程に制度化された。単位制高校は92年にすでに定時制に24校、通信制に22校、計46校に達しており、なおいくつかの県がその創設を企画している。

この単位制高校は、92年6月の「高等学校の改革の推進に関する会議」の第1次報告をうけて、93年3月には単位制高等学校教育規程の一部が改正され、93年4月1日からは全日制課程にも設置できるようになった。この改正により、4月から福島県のいわき光洋高校が全日



制の単位制高校として発足した（『月刊高校教育』1993年10月号）。当局は否定しているといわれるけれども、全国有数のいわゆる中学浪人多発地域に立地している点からみて、同高校は大学受験をめざす進学校となる可能性がある。

しかし、単位制高校については発足後の実績がまだ少なく、各高校の成立の沿革や運営形態も多様である。好きな時間帯に好きな科目だけを選んで学べるという利点を否定することはできないけれども、その利点も、東京都立新宿山吹高校のように教員が多く、施設も充実しているのではなくては発揮できない。その意味で、特別に優秀な条件に恵まれている新宿山吹高校をもって単位制高校を代表させることには疑問がある。単位制高校にはまた、制度上HRの時間がないなど、友情をつちかい集団的に学ぶという青年期教育の課題にこたえる条件をもたないなどの決定的な弱点もある。困難な勤務条件のなかでこうした欠陥をうめようとする教職員の努力も続けられている（日本高等学校教職員組合・日高教定通部『「単位制」高校の現状と課題』1994年3月、石川諭紀子「単位制高校の現状が証言する高校教育のあるべき姿」『季刊 高校のひろば』第10号、1993年12月、82～87頁）。こうした状況にあるので、単位制高校については、一律に断定的な評価を下すことはまだむづかしいようにおもわれる。

#### 5. 顕著にすすむ学科の多様化

高校は、その主たる専攻により、普通教育を主とする学科（いわゆる普通科）と専門に関する学科（いわゆる専門学科）とに二大区分されている。専門学科では、普通教育に関する教科・科目のほかに、当該学科の専門に関する教科・科目を30単位以上履修させる。現実に存在するのは、工業に関する学科についていえば、機械科、電気科、建築科、工業化学科等々のいわゆる小学科であり、衛生看護に関する学科には小学科の区分がない。

多様な学科を設けるいわゆる学科多様化政策は1960年代に始められた。しかし、学科多様化の進展状況は臨教審答申以後にとくに顕著で、僅か5、6年の間に200種にのぼる新種の学科がうまれている（拙稿「高校の学科構成の歴史の概要」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第39巻第1号、1992年11月51～67頁、同「高校の学科多様化の新たな様相」『季刊 高校のひろば』第3号、1992年3月、52～65頁）。

（表） 顕著に進む学科の多様化

	1985	1991	増
農 業	81	137	+56
工 業	112	170	+58
商 業	28	67	+39
水 産	14	35	+21
家 庭	15	33	+18
看 護	1	1	0
その他	33	49	+16
普 通	1	1	0
計	285	493	+208
(職小計) (251)		(443)	(+192)

現実の学科多様化の様相は、の表にしめされる以上にすすんでいる。1種類にくくられている普通科が、極めて多様な形で存在しているからである。全国的に中学区・大学区が一般化しているから、普通科は、その卒業生の大部分が4年制大学をめざすいわゆる一流進学校から、大部分の者が就職するいわゆる底辺校、教育困難校にいたるまで、入学者の学力の偏差値によって互いに細かく分断されている。

そればかりでなく、近年は、京都府立高校の「類」や、埼玉県、東京都の一部の公立高校などのように、入学者選抜の段階から別枠で生徒を募集する「コース制」が誕生していることも注目される。

この「コース制」は、当該「コース」に固有の専門教育科目の単位数が30単位以下――多くは20単位前後なので専門学科ではなく、統計上は普通科として扱われている。このため実態の全容を把握しにくいけれども、無視し得ない存在になっている。

1994年度の都立高校の例をみると、次のようなコースが設けられている（いずれも共学）。

九段	「語学・人文 └自然科学	深川	外国語
南	「国際文化 └保健体育 └生活・科学	小松川	「語学・文科 └数理・科学
羽田	「外国語 └情報・理数 └美術	片倉	造形美術
大泉学園	「デザイン美術 └福祉 └国際教養	松が谷	外国語
田柄	「外国文化 └日本文化 └理数	八王子高陵	「自然科学 └外国語
白鷗	「文科 └理科	五日市	文科・情報
		小平	外国語
		清瀬東	「生活デザイン └英語 └看護医療
		狛江	「国際 └自然科学

コース名には、外国語、美術、理数、国際教養など、他の府県で設けられている学科名と同じものが少なくない。また設置の仕方も、九段、南、羽田などのように従来の普通科の定員全部をコースに変えた学校と、深川、小松川、片倉などのように、普通科の定員の一部をコースに変えた学校（つまり、普通科とコースとを併置している学校）とがある。いずれにせよ、コースには学区制がない。

埼玉県立高校のコース名（1994年度）は次の如くである。

情報（8校）、外国語（8）、国際文化（7）、体育（5）、理科（3）、日本文化（2）、美術・工芸（1）、国際観光ビジネス（1）、情報ビジネス（1）

この「コース制」に対して、普通科として一括して生徒を入学させ、2学年から、あるいは3学年で文系、理系などに分ける従来のコース制は、教育課程としては類型制と称すべきで、強いてコース制というなら校内コース制とでも呼んで、前者と区別する必要がある。

## 6. 総合学科の制度化

普通科と専門学科との中間的な学科の創設という新たな境地を開こうとするのが、総合学科の制度化である。

前述のような状況のなかで臨教審第2次答申(86年4月)は、高校教育のいっそうの多様化を促した。これをうけて、89年改訂の高校学習指導要領は普通教育科目を現行の43科目から60科目へと細分化し、かつ普通教育科目についても学習指導要領に記載されていないものの開設を容易にするなど、教育課程をいっそう多様化する道を開いた。

しかし、普通科でもなく専門学科でもない第3の学科=総合学科の制度の創設を最初に提唱したのは、91年4月19日に発表された第14期中教審の報告であった。高校改革推進会議は、この提言をうけて翌92年6月29日の第1次報告において総合学科創設につき中間まとめを報告し、93年2月12日の第4次報告において、総合学科構想の全体像をしめした。

1994年度には岩手県立岩谷堂高校、栃木県立氏家高校、三重県立木本高校、和歌山県立和歌山高校、島根県立益田農林高校、沖縄水産高校及び筑波大学附属坂戸高校が初の総合学科を開設した。これまでのところ、総合学科創設の方式は多様である。

### ①普通科と職業学科の全部を転換させる方式

#### ○岩谷堂高校

普通科(3)

商業科(2) →総合学科(5)

#### ○氏家高校

普通科(6)

家政科(2) →総合学科(8)

#### ○和歌山高校

普通科(5)

情報科学(2) →総合学科(5)

### ②普通科と商業学科の併設校で、職業科の全部と普通科の1部を総合学科へ転換する方式

#### ○木本高校

普通科(7) 普通科(4)

商業科(2) →総合学科(5)

### ③職業学科併設校で、その全部を総合学科へ移行する方式

#### ○筑波大附属高校

生物資源科(1)

機械技術科(1) →総合学科(4)

家政学科(1)

国際産業学科(1)

### ④職業科の併設校で1部の職種のみを総合学科に移行する方式

#### ○益田農林高校

生物生産科(1)

環境土木科(1)

食品科学科(1)

家政科 →総合科学科

## ○沖縄水産高校

情報通信科(1)	→
機関科(1)	┐
海洋科(1) (海洋技術コース)	┘ →海洋技術科(1)
海洋科(海洋観光コース)	┐
水産製造科	→総合学科
栽培通信科(流通経営コース)	
(栽培漁業コース)	┘

いずれの場合も、総合学科は職業学科の解体によってつくられていることがわかる。

文部省はこの総合学科新設に熱心で、都道府県教委に対して少なくとも1通学区に1校は作るよう勧めているといわれる。

高校は、学校教育法にしたがえば、高等普通教育と専門教育を併せ施す(同法第41条)ことにより、国民教育を完成させることを目的としている。しかし現実には、最も数の多い普通科の大部分は、いわゆる進学校ではない場合もふくめて専門教育科目を全く課していない。進学に熱中している面もあるが、施設・設備がなく、教員配置ができないなど教育条件面の制約があったことも否定できない。その意味では、総合科学に転換しなくても専門教育科目を課することができる方策が切実にもとめられている。こうした現実を照らしみると、新しい総合科学は、前述のコース制もそうであるように、従来の普通科の教育を拡充させる可能性をもつ。他面で、現実すでにその萌芽が現れているように、総合科学は既存の職業学科つぶしに使われる可能性も大きい。

こうして総合科学制度の新設は、臨教審以降の教育政策の動向に位置づけてみる限りは、高校教育の差別的断断構造のいっそうの強化をになわせられているようにおもわれる。(小島昌夫「総合学科設置を検討する」『季刊 高校のひろば』第8号、1993年6月、101～105頁)。

## 7. 教育課程編成の硬直化と弾力化

## 週当たり授業時数

1989年に改訂された高校学習指導要領は、1994年から学年進行で実施に移された。

新教育課程の実施状況に関する文部省の調査によると、専門学科では、週当たり34単位時間以上の授業を実施していた学科が1988(昭和63)年には69.9%あったが、1994(平成6)年度には33.3%に減少している。

週当たり授業時数	33以下			34	35以上	
	31以下	32	33			
学科数	1982	┌ — 26.2 — ┐		68.4	5.4	
	1983	┌ — 32.3 — ┐		59.4	8.3	
(%)	1984	0.1	11.3	20.3	61.6	6.7
	1988	0.5	9.5	20.1	60.8	9.1
	1994	8.4	30.1	28.2	28.0	5.3

学科の種類によるバラエティはあるにしても、大幅な単位減の傾向は顕著である。この

傾向は、筆者らの調査（佐々木享・佐藤史人「高等学校の教育課程表作成過程に関する実証的研究——事例報告集Ⅰ『技術教育学研究』第9号、1994年3月、61～134頁）でも裏づけられている。

#### 卒業に必要な修得単位数

文部省の調査によると、卒業に必要な単位数も、専門学科では、96単位以上の学科が1988年度には63.9%であったのが、1994年度には22.2%に減少している。一方、90単位以下の学科は1988年度には19.1%に増加している。

修得単位数	90以下			91～ 95	96 以上	
	80	81～ 85	86～ 90			
学科数 (%)	1982	—	20.5	—	19.3	60.2
	1983	—	24.0	—	21.9	54.1
	1984	1.6	3.9	16.4	22.3	55.8
	1988	1.5	4.1	13.5	17.0	63.9
	1994	10.2	15.0	31.6	21.0	22.2

これらの数値は、学習指導要領のしめす枠組みや、教育課程を一定の枠にはめ込もうとする行政指導が強く働いていることを示唆している。しかし同時に、筆者らの調査によると、現場の例にも単位減を受け容れる傾向があることも否定できない。

従来からの工業数理、工業基礎にくわえて情報処理に関する基礎科目が準必修化され、さらに「家庭一般」「生活一般」「生活技術」からの1科目が新たに必修科目となったのだから、教育課程は従来よりも弾力性を失った、換言すれば専門科目の総単位数は従来より減少しているとみてよいであろう。

一方、新学習指導要領の特徴の1つは、専門の教科についてだけでなく、国語、数学等の普通教育科目についても、学校が学習指導要領にないその他の科目をつくることを認めたことである。文部省の調査によると、「その他の科目」の開設状況は次の如くであった。

#### 「その他の科目」の開設状況

区分	学科種類	
	普通科	専門学科
その他の科目を開設しているもの	507	1,100
総数	2,898	4,309
比率(%)	17.5	25.5

この表は、普通教科についての「その他の科目」と、専門教科についての「その他の科目」とを合わせたものと思われる。専門学科では従来から「その他の科目」を作ってきたのでどれだけ増加したのかこの表だけでは不明だけれども、筆者らの調査と合わせて考えてみると、かなりの数の学科が、普通教育の教科についても「その他の科目」を設定しているとおもわれる。（県教委によっては、「その他の科目」を例示していたことが注目される。）

## 8. 新学力観の強要

文部省は改訂学習指導要領の実施にあたり、知識の理解や技能の修得などよりも、「関心」「意欲」「態度」を積極的に評価する「新しい学力観」を強要している。いわゆる落ちこぼれを落ちこぼれなりに認めよ、というわけである。あらゆる教科・科目にわたる事項なので、この影響はひじょうに大きい。放置すれば教育現場にこれを容易に受け入れてしまう素地があることに留意したい(坂本忠芳『「新しい学力観」の読み方』1993年、労働旬報社、同「『新しい学力観』と真の自分を出す学習を」『教育』1994年8月号、を参照)。

## 9. 教科・科目の履修方法の多様化

最近の高校教育改革の特徴の1つは、教科・科目の履修方法の多様化である。

高校における教科・科目の学習とその結果としての単位認定には、学校での授業につき行われる通常の方式以外にも、いくつかの方式が認められてきた。通信制の授業、「農業」や「家庭」に関する科目におけるホームプロジェクトによる単位増、また、定時制・通信制では勤務先において学習と密接に関連する仕事に従事している場合にその成果を高校の教科・科目の単位として認定すること(いわゆる実務代替)などである。通信制課程においては、ラジオ放送またはテレビ放送を利用する場合には面接指導の時間数が軽減される。60年代に入ると、いわゆる連携法により、文部大臣の指定する技能教育施設における学習の一部を定時制・通信制の単位として認定する道も開かれた(原正敏「産学提携と技術教育」『教育学全集』第14巻、1968年12月、小学館、186～224頁)。最近ではこの指定を受ける専修学校が増加し、また指定する権限が文部大臣から都道府県教委に移された(大村恵、前掲論文を参照)。また、定時制・通信制の併修も認められている。このほか1976年の高校学習指導要領改訂から、大学入学資格検定規程(いわゆる大検)による試験に合格した科目については、定時制または通信制の科目の単位として認定する道が開かれた。同じ76年改訂では、高校別科における学習を本科の科目の単位として認定することも可能となった。

しかし、単位認定の道は多様であるといっても、ホームプロジェクトと別科の学習の単位認定とをのぞき、他はすべて定時制または通信制に限られていた。

1992年6月に発表された高校教育改革推進会議の第1次報告は、学習・単位認定方法の拡張に関して、全・定の区分なく、高校間連携、専修学校における学習成果の単位認定、技能審査の単位認定の3つを提言した。この3つの改革は、調査書を用いない高校入学者選抜、単位制高校の全日制への拡張、総合学科制度の創設とともに93年3月10日の省令改正により実現され、3月22日にその旨が通達され、93年4月から実施し得ることとなった。

これに対応するため、職業高校長協会等が実施する技能検定を文部省認定として「格上げ」しようとする動きがある(『朝日』1994年7月12日)。

こうして、(1)他の高校における学習成果の単位認定、(2)専修学校における学習成果の単位認定、(3)技能審査の成果の単位認定、という3つの新たな単位認定の方法がつけくわえられた。この3つの措置による単位認定の合計は20以内とされ、またこのうち(1)については独立した科目として単位認定できるけれども、(2)と(3)については高校において履修

する科目の単位増として扱われる。

これらの措置は、主として高校における学習の選択幅の拡大という観点から説明されている。しかし、ここには少なからぬ問題がある。たとえば(1)と(2)については、高校教育としてそれが必要であるなら当該高校の教育条件を拡充して措置すべきであるにもかかわらず、必要な公的支出を省略してしまう効果をもつ。とくに(2)については、定時制・通信制については連携法によって実施されたことを想起すると、今回の措置が法律改正なしに行われたことに重大な疑問を禁じ得ない。また(3)の措置は、高校の教育計画により実施されたものではない学習の成果を高校の単位として認定するという教育上極めて不合理的な問題をふくんでいる。

ただし、技能審査については、とくに商業科において従来から校長協会が実施する技能検定に異常に熱心に取り組んできた事実留意する必要がある。社会的効用が皆無に近いにもかかわらず盛行している背景には、技能検定には到達目標が明示的で生徒を励ますことができるという性格があるからである(拙稿「労働・職業的弁達と公的職業資格、技能検定」『教育と医学』第41巻第4号、1993年4月、25～32頁、同「公的職業資格、技能検定の社会的性格と高校職業教育」『技術教育学研究』第8号、1993年3月、1～16頁)。

#### 10. 注目される専攻科

高校職業学科の在り方をめぐっては、一時期、職業学科4年制論があった。かつては民間側にもあったし、最近では中教審で検討もされたけれども、遂に実現しなかった。

他方、高校には本科卒業者を入学させて専門教育を行う専攻科の制度が従来からあった(1993年度には119校に開設されており、その在籍6,871名)。近年の専攻科在籍者の過半である5,089名は女子で、学科の種類としては衛生看護科が最も多い。

高卒後に大学・短大だけでなく専修学校専門課程(いわゆる専門学校)に進学する者が増加している(p. 2の表では、高校専攻科進学者は「大学等進学者」にふくまれている)。こうした状況のなかで、改めて専攻科が見直されている(念のためいえば、男子の短大進学者はひじょうに少ないのに、工業科からの短大進学者は多い)。たとえば、文部省の「産業の高度化に対応した実践的技術者の育成に関する調査研究協力者会議」が94年6月23日に報告書(中間まとめ)を提出し、工業科につき専攻科の活用を推奨していることもそれである。なお、94年4月に埼玉県立深谷商業高校に新設された情報会計専攻科のカリキュラムが『商教協通信』No. 59(1994年7月)に紹介されている。

#### 11. 多様化する高校入学者選抜制度

高校希望者全員入学運動が高揚していた1963年に学校教育法施行規則第59条が改正され、高校入学者選抜制度(いわゆる高校入試)の基本原則が大変更された。すなわち、志願者が定員以下の場合には選抜試験はできないという希望者全員入学原則は、志願者の多少にかかわらず適格者を入学させるために必ず選抜試験を実施するといういわゆる適格者主義に変更された(拙稿『高校教育の展開』1979年、大月書店、第8章「高校入試制度改革の基本問題」を参照)。この改革は、高校進学率を抑圧することはできなかったけれども、時を同じくして急速に広まった偏差値選別体制と相まって、高校進学問題を重苦しいものとした。66年7月には文部省初中局長通達が、適格者主義を基本としながら高校入試制度の多

様化を図ったので、以後、学力検査科目が削減され、都立高校に学校群制度が導入され、職業学科（の一部）へ推薦入学制が導入されるなどの動きが広まった。

文部省はその後にも適格者主義には手を触れることなく、高校入学者選抜方法の「多様化」「多元化」の方針を打ち出した。学校教育法施行規則の一部改正をふくむ84年7月の通達がそれであった。臨教審は、個性化促進の名のもとにこの動きに拍車をかけた。この段階で始められた高校入試改革は、86年度から推薦入学制を全学科に拡大し、全募集定員の30%をこれによつた宮崎県の改革をはじめとして、推薦制を普通科にも拡大する動きとして具体化した。愛知県では89年度から受験機会の複数化の名のもとに「複合選抜」が始められた。

しかし、全般的にみると高校入学者選抜制度の多様化はまだ遅れている、と文部省当局には映ったらしい。そこで、91年4月の第14期中教審の答申でもこのことが強調され、高校教育改革推進会議は、第3次報告（93年1月）において、改めて選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化をうたいあげた。この趣旨は早速に、同年2月22日の事務次官通知によって実施に移された。一般のマスコミはこの通知をもつぱら高校入学者選抜のための業者テスト利用即時禁止という点からとりあげたけれども、主要には高校入学者選抜制度多様化促進を企図したものである。

上の通知の趣旨は、適格者主義を前提とし、「一言で言えば、選抜方法の多様化・選抜尺度の多様化」を図ることにある（徳久治彦文部省初中局高等学校教育課課長補佐「高等学校入学者選抜の改善に向けて」『月刊高校教育』1993年5月増刊号）。すなわち高校入学者選抜は（従来の如く県立高校全体で一律に実施するのではなく）「各学校・学科・コースごとの特色に応じて多様であることが望ましい」とされ、「さらに、同1の学校・学科等の中でも入学定員を区分して複数の尺度に基づく異なる選抜方法を実施すること」が推奨されている。調査書を用いず、学力検査のみで選抜する道も開かれた。

現実の入試改革は急速にすすみ始めている。東京都や滋賀県では、学力検査科目数や傾斜配点を高校ごとに選択させる方式が始められた（全国的状況については、「公立高等学校入学者選抜制度の改変」を参照）。

茨城県教委は今年度から高校入試の調査書の様式を抜本的に改訂した。同教委が最初にしめた調査書の特徴は、各教科の成績のほか、意欲・関心など各教科の観点的別学習状況、行動の記録などをすべて点数化し、これを選抜資料とする点にある。生徒会活動への参加の状況はもちろん、ボランティア活動への参加が2点、その活動の指導者であったら10点などと、すべてが点数化されていた。人格にかかわる事項まで点数化することに驚いた県民や県高教組が激しい反対運動にたちあがった。反対運動の急速な盛りあがりに対し、県教委は行動の記録の点数化を撤回する妥協策にでた。しかし県民運動は全面撤回をめざして続けられているという。

#### 高校教育の転機——多様化の現段階

高校教育は、生徒急減期には入りつつある。教育条件を充実させるチャンスであるこの時期に、高校は、上に概略のべたように、単位制課程の導入、入学者選抜、学科の構成、教育課程の構造、専修学校との連携をふくむ履修の方法など、あらゆる局面でかつてない規模で多様化されようとしており、その意味で大きな転換期にさしかかっている。さまざま



まな面から多様化が進展するなかで、いわゆる困難校が増加しているといわれる（拙稿「いま高校普通科に問われているもの」『季刊 高校のひろば』第11号、1994年3月）。こうしたなかで多様な、創意的な実践がおこなわれている（久田健吉「私立工業高校復権宣言」1994年4月、高校出版、青山一郎「新しい定時制教育をめざして」『季刊 高校のひろば』創刊号、1991年9月、116～123頁、小島昌夫「『教育困難校』問題と克服の方向」同上誌第2号、1991年12月、40～49頁、斉藤武雄「技術・職業教育を軸に学習観、労働観をゆさぶる杉並工業高校」同上誌、第3号、1992年3月、96～101頁、沼沢博美「生徒が主人公の学校づくり」同上誌第4号、1992年6月、86～91頁、半谷高紀「商業教育は楽しい授業だ」同上誌第5号、1992年9月、158～163頁、太田政男・児玉洋介・橋本三郎・増島高敬・北野庄次「文部省の『高校改革』とどう切り結ぶか」同上誌第6号、1992年12月、74～94頁、堀清彦「基礎学力充実へのとりくみ」同上誌第7号、1993年3月、100～105頁、初山昇「楽しい学校づくり」同上誌第9号、1993年9月、108～113頁、荻野和俊「定時制工業高校の現状と基礎学力回復のとりくみ」同上誌第11号、1994年3月、126～130頁、など）。総合学科制度の創設は、高校教育の充実と差別的分岐の強化という両極の可能性をふくむという点で、この転機の性格を示唆しているようにおもわれる。

#### <附記>

本稿は、拙稿「高校教育改革の現段階」『季刊教育法』第95号、エイデル研究所、1993年12月、6～11頁を大幅に拡充、改稿したものである。

#### <おねがい>

ついでで恐縮ですが、以下の件をおねがいします。

私どもの研究室では、高校教育研究の基礎資料として、高等学校の学校史、記念誌類の収集につとめています。ご提供いただけると幸甚です。もちろん、有償でしたら買いもとめさせていただきますので、遠慮なくお申しつけ下さい。

よろしくお願ひ致します。